

みんなの

水道

未納者は給水を停止します！

水は、皆さんの水道料金で給水、維持されています。このことから、水道料金の納付が滞った場合には、水道事業の運営に支障をきたすため給水の停止を行います。

期限までに支払いがない場合、予告通知後、やむを得ず給水停止を行います。

一旦給水停止になりますと、水道料金をお支払いいただかない限り、給水を再開することはできません。

給水停止は他の利用者との公平を期するためのやむを得ない手段であることをご理解のうえ、期限内のお支払いをお願いします。

【問い合わせ】

町建設水道課上下水道グループ ☎ 73-7514

国民年金

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

また、学生でない30歳未満の方には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

詳しくはご相談ください。

【問い合わせ】

町住民生活課住民・国保グループ ☎ 73-7509

「電波のルール」を守りましょう！

アマチュア無線は、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うための無線です。工事・除排雪・有害鳥獣駆除などの仕事に関する通信にアマチュア無線は使えません。電波に関する困り事や相談は左記にお問い合わせください。

◆問い合わせ

北海道総合通信局
☎ 011(737)0099
(メールアドレス)
soudan-hokkaido@soumu.go.jp
(ホームページアドレス)
http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/

催し

オレンジカフェを開設

(町認知症カフェ運営委託事業)

「オレンジカフェ」とは、認知症の方やその家族、地域住民が互いの情報を交換し合うことで不安を取り除き「ホッと一息つける」憩いの場です。

カフェを訪れた人たちがお茶やコーヒー(有料)を飲みながら、認知症の相談をはじめ、介護予防や介護保険などについて、豊富な知識と経験を有する職員に相談することもできます。

どなたでも利用できますので、気軽にお越しください。

◆日時

5月18日(木)
午後1時半～3時
(毎月第3水曜日開催)

◆場所

ガーデンハウスくりやま

◆問い合わせ

ガーデンハウスくりやま
☎ 22600

◆南空知再発見バスツアー

(長沼の野菜ビュッフェ&栗山散策ツアー)

◆日時

6月10日(金)
午前9時～午後4時

◆見学場所

○東庭園、ハーベスト、道の駅マオイの丘、レストランテ・クレス長

沼店(長沼町)

○シャトレゼゴルフ&スパリゾー
トホテル栗山、栗山公園(栗山町)

◆参加料

○大人 2600円
○小人 1350円

※入場料、昼食代、入湯料含む

◆定員 10人

※参加者少数の場合は中止となる場合もあります。

◆集合場所

栗山町役場新庁舎前

◆主催

南空知ふるさと市町村圏組合

◆申込先・問い合わせ

町経営企画課地域政策グループ
☎ 737502

くらし

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金申請受付中

昨年成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、特別弔慰金が支給されています。償還額は年5万円で、5年ごとに国債を交付しています。

◆対象

平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※要件により、順番の入れ替えあり。

④右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有した方に限る。

◆請求期限

平成30年4月2日(月)まで

◆請求先・問い合わせ

町保健福祉課福祉・子育てグループ
☎ 22222

「緑の募金」で地球温暖化を防ごう

さまざまな森づくり・人づくり活動の活性化のため、今年も緑の募金運動を実施します。集まった寄附金の一部は、町内での植樹や緑化活動、木育活動などに活用します。

◆運動期間

6月30日(木)まで

◆募金実施場所

役場、角田農村環境改善センター、南部公民館、カルチャープラザ「Eki」など町内10カ所

◆問い合わせ

町産業振興課農林業振興グループ
☎ 737515

外壁の塗装などには届出が必要です

栗山町景観条例により一定規模以上の建築物や工作物で、次の工事をする場合、事前に届け出が必要になります。建物の高さや色彩を規制し、景観に配慮したまちづくりを行うため、皆さんのご協力をお願いします。

◆届出の必要な工事

新築・増改築・外観の変更(屋根や外壁の張替・塗装など)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ

町建設水道課技術グループ
☎ 737513

北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言

昨年12月に雇用環境改善に対する取り組みの気運の醸成を図るため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」で左記の共同宣言が採択されました。

◆宣言内容

①働き方改革

②非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

③女性の活躍推進

④魅力ある雇用機会の創出

※詳しくは、北海道労働局のホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス)
http://hokkaido-roudoukyoku.jstite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku02_120025.html

◆問い合わせ

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
☎ 011(709)2311

◆日時

5月14日(土) 10:30～

◆場所

継立 國岡晃平宅ほ場

◆参加料

大人 2,000円 子ども 1,000円 (幼児無料)

◆申込先

そらち南農協青年部 担当: 矢萩 ☎ 72-1409

田植え後にはバーベキュー

田植え体験ツアー参加者募集

あなたの悩みに

すべての相談の相談料が無料になりました。

相談予約ダイヤル

0126-33-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

コタエを出します

札幌弁護士会 南空知法律相談センター

